慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 大隅健一郎著『全訂會社法論上巻』 |
| Sub Title | K. Osumi : On corporation law |
| Author | 米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1955 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.3 (1955. 3) ,p.75- 77 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 紹介と批評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550315-0075 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の學者の名前もできる限り同じ日本語で表示して頂きたい。例えば同一の方によつて、ラウテルパフアト、ロウターパハトと用いられているなど讀者を迷わしはしないだろうか。

國際法の體系とか國際法學の方法論と云つた點から云えば、一人の學者によつて書かれたものよりも統一さが缺けている。それは講座の性質上避けえないものである。反對にそれは講座の特徴でありまた長所でもある。しかし右にあげた講座の重要でない不備は、少くとも將來において補正することの可能なものである。執筆者間の相互連絡は、たとえ執筆前にとりえたとしても、現實に書かれたものによつて調整することには及ばない。從つてこの講座を日本の國際法の正しい認識への糧とするためによりよく育てて行くことが、執筆諸先生の責務でなければならない。諸々の事情で執筆されなかつたと思われる東北大學の祖川、小田の兩教授なども改版される機會には是非參加して頂きたいし、この講座を學會協力の場における出發點として、かつてドイツで企畫されたホルツエンドルフの國際法提要から發展したシヨムローの國際法提要の輝かしい發展の如く育て、そして日本の一般の識者に國際法の正しい理解のためのこよなき座右の書として愛用されるであろう國際法講座の將來の發展を、學會員協力の成果の育成として期待するのは、決して筆者獨りの望蜀の希いではなかろう。（有斐閣發行　第一卷三五〇圓、第二卷三九〇圓、第三卷四七〇圓）

（中村　洸）

## 大隅健一郎著『全訂會社法論上卷』

本書は舊法下における名著「會社法論」を昭和二十五年改正商法にもとづき全面的に書き改められたもので、「……いわゆる教科書の範疇を脱して法律實務家の使用にも十分堪えうるような體系書たらしめることを意圖しており、できるだけ多方面の問題に觸れるように努めているが、しかし自分なりの理論をもつて一貫することに」極力意を注がれている。

したがつてその内容も相當に詳細を究め、理論も明快である。例えば問題多き會社設立行爲の性質について、合同行爲説に從われながら「二人以上の設立者の意思表示の合致からなる點から見れば普通の契約のようであるが、契約は互に相手方に對して交換的になされ、いわば當事者をつなぐ二條の平行線のような關係にある意思表示の合致によつて成立し、その效果として相互に債權債務を生ぜしめるものであるのに對して、設立行爲はいわば圓周を出て中心に集まる圓の半徑のように集中する方向において、いいかえれば新たな團體の設立なる共同の目的に向つてなされる複數の意思表示の合致からなり、その效果として各人に共通の内容の團體法上の權利義務を生ぜしめるものである。その點において設立行爲は普通の契約と

異る。しかし、これを含めて契約を理解し、その效果として團體法上の權利義務を生ずる點に着眼して團體法上の契約と稱しても何ら差支えないことであるがこれを合同行爲と名づけて契約及び單獨行爲と區別する……」（三〇頁）と說かれる如き、又社員權理論においても、著者は社員たる資格において有する利益配當請求權、殘餘財產分配請求權、會社の業務執行に與る權利、議決權など多數の權利又は義務（出資義務など）の發生する基礎たる法律關係を社員權と認められ（三六頁）、その內容として自益權、共益權の區別を認められるのであるが、然しそれは會社なるものが「複數人に分散せる所有を統括して、その法律關係を單純化するための機構であつて、ここでは本來社員の全體に屬すべき會社事業が、法律的には法人たる會社の所有に屬するものとせられる。その結果、社員の會社事業に對して有すべき所有權はその會社における社員關係に變形せられ、これを通じて一方企業から生ずる利益が本來の所有者たる社員にみちびかれると同時に、他方所有權にもとづく支配も企業にみちびかれることになる。前の關係においてみとめられる權利が自益權であり、後の關係においてみとめられる權利が共益權である。その意味において、自益權は所有權の收益權能の變形物であり、共益權はその支配權能の變形物であつて、かつ共益權は自益權の價値を保障するものとしての意味を有するものといえる」（三七頁）として、最近の新說を支持されながらも、その說明において深さを加えておられるのである。

なお、株式會社における一人會社の性質についても潛在的複數株主を基礎とする一種の社團法人と解され（二三六頁）る關係上、會社と株主との人格を區別し、兩者を同一視して單獨株主が當然に會社債權者に對して直接に責任を負うべきものとする說に反對されながら、「株主が一人會社の法人格を濫用し、公共の利益に反して不法不正の目的をはかろうとする場合においては、それぞれの事案につき法人格なるヴェールを剝奪し、その背後にある實體を直視して、法律上も會社と單獨株主とを一體なものとして扱わなければならない」と提唱される（二三六頁）。

株式讓渡についても「既存の株主が株主たる資格において會社に對して有する法律關係を他の者が包括的に承繼する行爲であつて、これにより自益權はもとより共益權もまた讓受人に移轉する」と理解しつつ、株式讓渡行爲そのものは準物權契約に屬し、その原因行爲と區別さるべきを强調され（二八六頁）、株券發行前の株式讓渡に關する商法第二〇四條二項の規定を實質的な株主權移轉の效力に關するものでなくて、單に株主の資格の問題として處理すべきを示唆し、株式拂込金領收證を免責證券と理解しながら、白地讓渡證書付株式拂込金領收證の移轉による株式讓渡の商慣習を肯定し（二九一頁）、更に、會社が適法な時期に株券を發行することを怠つている場合においては、株式讓受人は讓渡證書その他により株式取得の事實を證明して、會社に對し主張し得ることを信義誠實の原則により承認する（二九二頁）等、含蓄深いものがある。

ただ本書は、會社法論上卷として下卷の發行を豫定されるところから、株式會社法において株主の項までしか說明が及んでいないのが殘念であり、下卷の早急の發行が待望されるのである。

本書は緖論に會社の機能、會社法の意義性質、及びその沿革、法

源等を述べ、本論は第一編總論として會社の概念、種類、權利能力、設立、構造、解散等の基本理論を扱い、第二編合名會社、第三編合資會社、そして第四編において株式會社を論述されるのであるが、既述の如くこの部分は第一章總說、第二章會社の設立、第三章株主で終つているが、株主の章では、株式、株主の權利義務、株券、株主名簿、株主の變動を扱つておられる。

本書は著者が精魂をこめて書かれたものであつて、正に舊著「會社法論」の改訂版として、類書を壓する力作である。（有斐閣發行三二七頁　四八〇圓）

（米津昭子）